

第2回環境技術実証モデル事業検討会議事要旨

1. 日 時 平成18年10月10日(火) 10:00~12:03

2. 場 所 厚生労働省共用第7会議室

3. 議 題

- (1) 各分野進捗状況について
- (2) フォローアップ調査等の方法について
- (3) 環境技術実証モデル事業の普及啓発について
- (4) 海外類似制度調査の経過報告について
- (5) 平成19年度以降の事業の方向性等について
- (6) その他

4. 配付資料

平成18年度環境技術実証モデル事業検討会検討員名簿

資料1 各技術分野の進捗状況について

資料2 フォローアップ調査等の実施方法について

資料3 環境技術実証モデル事業展示・シンポジウムについて

資料4 海外類似制度調査の経過報告について

資料5 平成19年度以降の事業の方向性について

参考資料

前回配付資料を含む

- ・ 平成18年度第1回環境技術実証モデル事業検討会議事要旨
- ・ 平成17年度第3回環境技術実証モデル事業検討会議事要旨
- ・ 平成18年度環境技術実証モデル事業実施要領
- ・ 平成16年度実施状況に関する第二次フォローアップ調査(平成17年度第3回検討会配布資料)
- ・ 実施ニーズアンケート調査結果(平成17年度第3回検討会配布資料)

5. 出席者

検討員: 安井 至座長、有園幸司検討員、石田耕三検討員

加藤正男検討員、木村光政検討員、小林康男検討員

坂本和彦検討員、高橋 功検討員、長谷川猛検討員

藤田正憲検討員、村井保徳検討員、

環境省: 総合環境政策局 室石環境研究技術室長、豊住専門官

: 水・大気環境局

環境管理技術室 矢作環境管理技術室長、五十嵐補佐、奥係長

水環境課 鈴木補佐、浅見補佐、小谷係員
: 自然環境局 坂上専門官

6. 議 事

室石環境研究技術室長、安井座長による挨拶の後、安井座長により議事に沿って進行。

(1) 各分野進捗状況について

平成18年度の各対象技術分野の進捗状況について、資料1を用いて担当部局から説明、検討員からは特段のコメントはなかった。

(2) フォローアップ調査等の方法について

事務局より資料2を用いてフォローアップ調査等の方法について説明があり、続いて以下の質疑応答があった。

【小林検討員】 サンプルングの方法に関して、ランダムに抽出と書いてあるが、大会社、中堅、ベンチャー的な会社といった点のある程度考慮した上で偏らないやり方にするのか、あるいは全くどうでもいいのか。

【事務局】 電話をかける順番をランダムにすることで、例えば企業規模とか企業の種類などを、ランダム抽出することによって平準化、平均化していくことを考えている。例えば抽出する企業をある順番で並べると、どうしてもその結果として偏りが出ることを危惧し、そのような考え方で進めていた。

ただ、ランダムにした結果として偏ってしまうことも可能性としては否めないもので、さらにはいい方法、例えばカテゴリーを分けた上でのランダムを行うとか、その点ご助言をいただきたい。

【小林検討員】 やはりある程度仕事を実際に行っている会社としていない会社がビジネスとしてある、また、市場を占めている会社もあるので、そこをうまく配分することが大事である。結果的に言うと、出てきたものを見て偏りのあるなしの評価を最後に行えばいい。

【安井座長】 1万2,000社が全部アクティブで生きているとは限らないので、無駄になる可能性がある。

【事務局】 電話をしたときに実際に技術を取り扱っていないところは、そこで電話アンケートを中止していきながらやっていくなどを検討したい。

【有菌検討員】 エコプロダクツ展で行うアンケートは、具体的にどういう方策、方法でやるのか。

【事務局】 展示会場において、ブースの見学者を対象に、こういった方たちかという情報、仕組みについて興味があるのか、といった簡単な答えやすいアンケートを考えている。

【石田検討員】 電話でのアンケートだと、いきなり環境省と言っても、企業は疑ってかかる。事前にある程度対象を絞り、簡単な書面で良いので確認をした後、電話する等の方がいい。また、機密情報を出すことを企業は厳しく制限していることもあり、外からの電話は信用されにくいので、電話のアンケートに関してはかなり工夫をした方がいい。

(3) 環境技術実証モデル事業の普及啓発について

事務局より資料3を用いて環境技術実証モデル事業の普及啓発について説明があり、続いて以下の質疑応答があった。

【木村検討員】 展示とパネルディスカッション、シンポジウムについて、自治体・実証機関の、展示も含めた役割、シンポジウムの案内は登録制ということであるが、その実証機関の方への連絡はど

んなことを考えているのか。

【事務局】 展示の方については、事業全体のパネルは作るが、分野ごとのパネルの作成は環境省内のそれぞれの担当と協力をしながら進めていきたいと考えており、展示物を実証機関から出していただくことは今のところ考えていない。シンポジウムについては、参加した企業、あるいはその実証機関については、事前に案内を送付する予定である。

【木村検討員】 普及・啓発といった目的もあると思うが、参加していない実証機関・自治体の研究機関等への案内はどうするのか。

【事務局】 いわゆる地環研全体への連絡に関しては、これまで参加しているいないにかかわらず、この事業自身、地環研の参加は非常に重要なので、シンポジウムの部屋の小ささは否めないが、ご連絡をする方向で考えたい。

【有菌検討員】 今年滞っているところでも、報告書は過去2年間あるが、自由に閲覧できる場所をつくってほしい。

【事務局】 これまで出された報告書類はブースの中で閲覧できるようにする一方、これらはすべてホームページで見られるようにしているので、紙の削減のためにもそういった情報の提供も行いたい。

【藤田検討員】 普及事業ということなので、過去の事業もあると思うが、もう一つやはり、さらに次の展開を考える必要がある。先程の各企業へのアンケートの結果は欲しい。結局、参加者もそうであるが、かつてかかわった人だけを集めても何の発展もないので、やはり次へ向かうためのものが必要ではないか。

例えばどの分野を見ても、非常に幅が広い分野を選んでいるため、大気関係に興味のある方にとっては、実は技術的にはもう水とかはあんまり興味がない、また水に興味がある人は大気とかは興味がないというように、技術論ばかりをやってしまうと、興味が分散してしまうので、むしろそれよりはこのモデル事業そのものを訴える発表会、基調講演もそれを見た形での展開も含めると集まりが違ってくるのではないか。

【事務局】 シンポジウムでは、特に次のステージを念頭に置いた形で展開したいと考えている。また、報告発表とパネルディスカッションを一つにするのも一つの選択肢と考えており、例えばパネルディスカッションで出ていただく、例えば各ワーキングの座長の先生や、都合によってはまたほかの専門の方に出ていただく中で、それぞれこれまでやってきた技術実証の経験について、報告も兼ねて話すといった形も考えていたところ。

【安井座長】 エコプロダクツ全体のこのシンポジウムをやるとすると、そのプログラムを書かなければならない。その締め切りはいつか。

【事務局】 セミナー等についてのプログラムで特段締め切りは示されていない。タイトルは我々の方でモデル事業の名前を使って登録しており、プログラムの方にはその名前を出ることになっている。具体的なプログラムとその登録は必要ないと考えているが、関係者に案内を出すときには必要なので、大体のプログラム、基調講演とパネルディスカッションの二本立てでいくか、報告も入れた三部構成にするかは、決められれば非常にありがたい。

なお、パネルディスカッションの方の基調講演の議題等は、空欄でも差し支えないと思うが、パネルディスカッションのテーマについては早めに決めて案内にも入れたいので、ご議論いただきたい。

【小林検討員】 各5分という時間の中では、参加した企業が自分のことをPRしながら発表をした方がおもしろくなるのではないか。1テーマについて、例えば2社でも3社でもいいから、希望する

会社があったら手を挙げてもらって発表する等、実際にやっている会社の発表を主体にしたらどうか。

【事務局】 展示会の方で広く各社の技術を展示していただき、シンポジウムの方では、個別技術というよりはもう少し制度の話をしたいと考えている。

【安井座長】 まず、発表において時間を与えるとどういった発表になるか、やや不安が残る。展示の方は、結局、こういうものを行いましたということで実機を持ち込むから、そこでの広告になるのは仕方ない。実証であって、性能保証ではないが、実証データは必ずつけるのか。

【事務局】 展示に当たり、先ほどの報告書の話のとおり、実証報告書については閲覧できるようにすることで対応したい。また、パンフレットについても基本的にロゴマークをつけるようお願いしているところだと思っている。実証に参加したことで、実際そのアウトプットとして、例えばロゴマークなどもパンフレットにもつけていいとしているので、そういったものが実物として閲覧でき、事業の宣伝にもなる。

【安井座長】 シンポジウム側の基調講演だが、キーワードで言えば、普及と実証と国内外動向を一つに合わせた題名にすればよいと思う。また、パネルディスカッションは、基調講演がおそらく、今まで現状等をサマライズするのに対して、パネルディスカッションでは現在の動向や今後どうなるのかという話をするのがいい。

【藤田検討員】 今までのケーススタディー、経験から意義をしっかりと行っていくこと、それによって、どう普及をしてプラスなのかという話と、来ている人にとっては今後の動きは伝えるべき。特に、環境省がメンバーとしてパネラーとして出てくる以上、それは述べないといけない。少なくとも各分野のレビューが1回は出てきて、そこから次へ向かっていくという流れになると思う。

【石田検討員】 全体的に見て、技術を提供する側のためなのか、ユーザーのためなのか、市場をつくるためなのかという、その辺がぼやけている印象がある。基本的には市場を広げて、環境技術を使っていくためにユーザーに対してもっと訴えかけるといった企画を少し入れ、例えば技術サイドからの専門家だけでなく、市場からの要望等も討議できるようこのパネラーの中にユーザーサイドから参加できれば、話題が広がるのではないかと。

【安井座長】 目的は市場、マーケットを拡大するという意味であるが、ユーザー側は漠としてよくわからないところがあるため、まずは売る側がそれがいかに実証されると、その情報の信頼性が上がり、市場がアクティブになる、といったところから取りかかるべき。実証データがいかにユーザー側に伝わるか、その仕組みのあり方に関してはまだ比較的我々がやっていない検討である。

【事務局】 ご議論を踏まえ、プログラムについては二本立てという形にしたい。議題については基調講演、それからディスカッションの議題は案2から4をまとめたものとして基調講演を行い、それを受けた形でのパネルディスカッションに持っていくこととしたい。

(4) 海外類似制度調査の経過報告について

事務局より資料4を用いて海外類似制度調査の経過報告について説明があり、続いて以下の質疑応答があった。

【木村検討員】 カナダの制度の特徴で、調和と協力とあるが、カナダの場合は実証機関と認証機関はまた別な機関になっているのか。

【事務局】 実証のスキームの中で、認証という別のものがあるという意味ではない。なお、前回のフォーラムの中でもISOとの協調という話、グローバルハーモナイゼーションといった調和の話が

あった。(資料4 該当部分に誤り。資料4 を修正)

【木村検討員】 我々の今言っている実証機関とは違う機関であるという認識でいいか。

【事務局】 貴見のとおり(資料4 該当部分に誤り。資料4 を修正。趣旨は「実証機関」。)

【有菌検討員】 この情報の中にヨーロッパの動きが書いていないが、ヨーロッパの方はISOとの兼ね合いで躊躇しているところもあり、カナダ、アメリカとの話し合いがその後どう進んだのか。また、東アジアのことを書いていない。米国がシンガポールと組んで少し動いている事例もあったと記憶しているが、その辺はどのようなになっているのか。

【事務局】 EUのケースに関しては、今年の秋から仕組みについての検討を開始し、パイロットをしながら、実際にやるかどうかも含めて検討が始まると理解している。また、ETAPという大きな技術施策の中で実証の仕組みをどうするか検討しているようである。

シンガポールのケースだが、確かに先進的にこの技術実証スキームを持っている国と連携して実施している。また、バングラディッシュの井戸水の砒素等の件でも、この実証のスキームが役立った。そういった意味で、アジアの国で今後このような仕組みをつくっていくことがあるか、日本はそれに対して今までのノウハウを生かして協力する道があるかも含めて検討を進めていきたい。海外制度の比較としてシンガポールを対象とすることは考えていない。アメリカ・カナダ・韓国を押さえれば主な仕組みは押さえられると思う。

【有菌検討員】 今後の話になるが、東アジアはハーモナイゼーションが進んだ後に、それを使う立場として、参加して情報を収集しているイメージがあったので、使う方としての仕組みは、このように情報を収集しているシンガポールのやり方も有効と思われる。

【事務局】 今後、アジアを視野に入れた中で我が国がどういう役割を果たしていけるかを検討する中での一つの材料になる。その中で、情報についても集めていきたい。

【長谷川検討員】 韓国の環境実証プロセスを見ると、技術指定と技術実習が終わって、最後に、指定書発行あるいは検証書発行とあるが、これをもらうと何か入札等でメリットがあるのか。

【事務局】 詳しいところまでまだ調査は進んでいないが、比較的韓国の場合は政策的に使われているところがあり、日本・北米のものと比べてその点が少し強い仕組みであると思う。

(5) 平成19年度以降の事業の方向性等について

事務局より資料5を用いて平成19年度以降の事業の方向性等について説明があり、続いて以下の質疑応答があった。

【安井座長】 海外制度についての解析検討チームをつくることと、今後の方向性について、平成20年に動こうとすると、8月末には決まっていなければならないので、1年未満、10カ月ぐらいでそれをいかにするかという2点が論点である。

先の方の解析チームに関しては今のところ、まだあんまり具体化していないため、早急に詰めたい。先ほどの調査を眺めつつ議論をしていただける方がここに入ればいいと思う。その後、次の方のもう集中的な討議、将来的課題全般は12月14日のパネルディスカッションの場で、発言をしていただき、それをもとに今年度中に検討の場を設置して、半年ぐらいで少し集中的に揉んでいただく。おそらく、解析チームと将来課題の方は完全パラレルというわけにはいかないなので、先に海外の解析チームの結果が出て、それがある程度終わった段階で、それを踏まえて将来課題に入るのが妥当。部分的

に重なるが、完全に別のチームというわけにはいかないので、一部オーバーラップすると思う。

【藤田検討員】 海外制度に関して、この制度を今後少なくとも手数料有料化をしながら継続をしていくことになると、避けて通れないのが、例えばこのロゴマークをもらった企業のプラス、メリットと、それをいかにユーザー側が信用していくかという部分が入ってくる。韓国は少し異なるが、アメリカがそれだけ長く制度を持っていることに関しては、恐らくそれだけのプラスがあるからその制度が維持されていると思う。実証機関のレベルではなく、我々が知りたいのは、その実証を受けた企業がどれくらいプラスに思っているのかというところが調査できれば、非常に大きく参考になる。

もう一つは、今後の海外展開についてで、今のカナダの制度からも見てとれるように、自分たちのところの実証をしながら、輸出に持っていこうというのが明らかに戦略としても見えている。そうなってくると、我々自身もそういうことを同じように考えるのか。企業にとってはアジアに展開したいという、非常に大きな欲求はある。そうすると、そのE T Vを持ったその技術が、例えばアジアの各国に行ったときにどういう反応を受けるのか。E Uのスタンダードがどんと来てしまって我々のスタンダードとなかなか合わないといった企業からの声に対する答えとして、むしろE T Vを持っていけば非常に展開しやすいとか、その辺のところも少なくとも視野には入れておかなければならない。国内の飽和状態を考えると、やはり外へ向かわざるを得ない。海外をしっかり調査しながら次のところへ持っていくという一つのステップは出てくるように思う。

【石田検討員】 我々の団体は、環境モニタリングが中心の技術をやっているが、日本にはその分野の認証制度はない。したがって、それぞれの国で非常に高いお金を払って一つ一つ認証を取らないと相手の国に輸出できない、あるいはその国でつくれないという現実があり、我々としては苦慮している。何らかのリーダーシップをとって、日本の技術が世界でうまく使ってもらえるよう、相互認証という制度を国際的に実現するためのプロセスが必要と強く感じている。それ以外の技術分野でも制度の壁で、阻まれるケースがあり、この中の検討事項として取り挙げてほしい。

モニタリング分野だけではないが、新しい技術を開発していくために、政策的に行われるものについては、認証でなくても、こういう実証制度の門戸をもう少し開き、公的な方法に持ち込めるように、新しいモニタリング技術が、新しいいろんな技術に附随して一緒に発展できる環境をつくりたいと思っている。例えばアメリカではモニタリング技術とか基礎的なところに力を入れているが、新しい市場にニーズ対応していくための技術を普及させるという点で、日本の場合は計測・モニタリング分野では少し対応が後退しているように思う。

【高橋検討員】 新しい技術等を開発して、それを実効性あるものにしていくのは、民間の大小を問わず企業が中心になってくる。19年度への継続の中で、中小企業の支援という事項が上がっているが、この具体的なイメージを解説してほしい。中小企業の中でも新しい技術開発等に取り組んでいくところについて、今どんな支援策があるのか、さらにそれに加えるような具体的な検討があるのか。

【事務局】 中小企業支援対策については、この制度の中で支援策を設けるより、むしろ、既に中小企業庁などで行われている支援策をどう活用できるかという話。これまでも中小企業庁と相談をきており、今年度も引き続き相談していく。

【高橋検討員】 心配しているのは、三位一体の改革で、中小企業全般に対する補助金等が削減される傾向があり、整理・統合されている状況の中で、一つは国の中小企業基盤整備機構等を通した制度になるのか、都道府県を経由する制度になるのかいろいろ課題があると思うが、一方で政策の実現可能性・有効性との兼ね合いが多分にあると思うので、努力願いたい。

【坂本検討員】 今までアメリカのE T Vを見本に我々はやってきて、今後アジアをねらった場合、当然市場が出てきて、カナダで先ほどお話があった技術パフォーマンスの基準範囲を決定するという形で少しそういう方向を打ち出すのか、その辺は決めた上で動き出すべき。今までの議論の推移からすると、当然、市場を考えればそういった方向へいかざるを得ないと思う。

【安井座長】 実際のところは、大きな方向性に関しては海外の勉強をもう少ししっかりやって、それと最後は、オーバーラップする形で数カ月間、将来の方向を来年、半年以内ぐらいに集中審議して決定をする形の中で議論すべき。それにあわせて、パネルディスカッションで一体どういう方向性があり得るのかも議論をしてほしい。

【木村検討員】 実証機関で、今まで環境省の委託事業でやっていたので、実証機関が今度費用を取っての技術を実証していくことになるが、実証される技術に対する実証機関の役割はかなり重いものもあると思う。実証機関そのものがこういう制度の中でこういう役割を持っていてこういう技術を実証できるといった付加価値等についても検討すべき。

【有菌検討員】 実証対象技術が処理技術の場合は特に実証という形でいいと思うが、簡易計測の場合は、いわゆる法で定められたものが告示だとかJ I Sによる話になっており、実証された技術の適用範囲というのは、ある程度法的に認める仕組み、要するに技術の種類によっては法で規定されているものについては、仮に実証されてもどう使うのか、その辺を少し環境省でも検討してほしい。

【小林検討員】 結果的に言うと、実証試験を海外に持っていったとしても、外国の方は理解できないと思う。この中で認証もしなければいわゆる証明もしない。今までのやり方だと非常にあいまいさが残って、先にいろんな問題が出てくると思う。

一つ提案だが、実証した場合、ある基準をクリアすることは必要だが、当然、インプットとアウトプットを提案者がこういう条件、かつ、こういうアウトプットのときにはできるということを、各社ばらばらでいいがきちんと認証したとぐらいのことをこの中でやっていくべき。

画一的に全部一緒ではなくて、うちの会社は例えばB O D 3 0、うちは4 0、5 0と、ばらばらでいい。かつ、ある一定以上の基準だけ設けておいて、それ以上にもし出た場合には、この会社は2 0万円保証する、3 0万保証するということをひっくるめた上での実証であるべきであり、それを認証に近い格好にすると、それを海外に持っていくときでも非常に明快になってくると思うのでそういう仕組みが今後必要だと思う。

【安井座長】 いろいろな課題があるが、議事録にしっかり残しておいて、それで次に検討に入るときに漏れなく検討できるようにしたい。

(6) その他

事務局より今後の検討スケジュールについて説明があった。

(閉会)